

入札に参加される業者の皆様へ(お知らせ)

大阪広域水道企業団発注の公共工事等から 暴力団を排除する取り組みを強化します。

(大阪広域水道企業団暴力団排除条例 平成 23 年 11 月 1 日施行)

- 大阪広域水道企業団におきましては、大阪府警察本部等関係機関との連携のもと、暴力団員等(暴力団員又は暴力団密接関係者)を公共工事等から排除してきましたが、さらに強化するため、「大阪広域水道企業団暴力団排除条例」を施行しました。
- 暴力団員等でない旨の誓約書を、受注された事業者(その下請負人等を含む)の方から徴収します。誓約書の提出がなければ、契約を締結しません。
- 誓約書を提出した者が、下記別表の措置要件に該当することが判明した場合は、契約を解除します。また、その商号等を公表する場合があります。
- 事業者の方が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、企業団への報告を義務化しています。報告がなければ、商号等を公表する場合があります。
- 企業団は、暴力団排除に関して、国、府、市町村等と連携を図っています。

別 表

措 置 要 件	期 間
1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで。
2 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで。
3 入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5 入札参加資格者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	

「大阪広域水道企業団暴力団排除条例」等は、大阪広域水道企業団のホームページに登載しています。

(<http://www.wsa-osaka.jp/index.html>)